

農水大臣に8項目要請 有明漁民

よみがえれ！有明海・国会通信

6月16日、よみがえれ！有明訴訟の漁民原告・弁護団は、福岡市内で開かれた農水省と諫早干拓排水門開門に向けた協議（開門協議）において、今後、開門に向けた円滑な協議を行う際に必要不可欠の事項として、以下の8項目を要請した。

漁民に謝罪せよ

従来、国は、有明海の漁場環境の悪化と干拓事業の間には因果関係がないと主張してきた。だが、確定した福岡高裁判決は、漁場環境の悪化、漁業被害と干拓事業との因果関係を認め、国に開門を命じた。これにより、深刻な漁業被害の原因は国が推し進めてきた干拓事業にあることが明らかになったのだから、国は当事者の漁民に謝罪すべきである。

開門協議は公開

アセス素案を公表した以上、今後の開門協議は原則公開として、オープンな場で堂々と協議を進めるべきである。協議を円滑にし合意形成に寄与するものである。

各対策工事の標準的な工期・短縮の限度を示せ

福岡高裁判決の確定により、国は、2013年12月20日までに潮受堤防南北排水門を開放しなければならなくなった。それまでに、どのような事前対策工事が必要か、それぞれの工事の工期が示され、何時までに対策工事に着手しなければならいか明らかでなければならぬ。アセス素案にはこれらの記載がなく、費用の具体的見積もりもなかった。各対策工事の標準的な工期、工夫することによって短縮可能な工期の限度を示すことが不可欠である。

段階的開門を検討しなかった理由を明らかにせよ

アセス素案の開門方法ケース2は、有明訴訟の原告らが提起した段階的開門とは異なっている。段階的開門の核心は、早期開門を可能にし、同時に、農業者や背後地住民の不安を一掃する安全・安心の開門方法として、もっとも適切な開門方法である。早期開門のた

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

めには、短期開門調査レベルの開門から実施し、簡易ため池により農業用水の手当をし、第2段階として、様々な潮汐条件や開度を組み合わせた排水門の開門操作を行いながらそのデータに基づいて必要な対策をとりつつ、慎重に開門の度合いを大きくし、最終的な全開門を目指すものである。なぜ、簡易ため池の設置や、第2段階の開門操作など、原告らが提唱した段階的開門の核心部分の検討を怠ったのかを明らかにすべきである。

福岡高裁判決の解釈について

統一見解を示せ

福岡高裁判決（判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむをえない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ）は、判決理由及び訴訟の経過からすると、判決確定から3年以内に、すなわち2013年12月20日までに南北排水門を開放し全開門した状態を実現し、その状態を5年間継続すること、ただし、高潮時など防災上やむをえない場合には例外的に、開放し全開門している南北排水門を閉門することができるという趣旨であることは明白である。

アセス手続きを見直せ

高裁判決を履行するためには、開門に向けた手続を、必要かつ十分なものに絞り込む必要がある。もともと、開門は環境影響評価法の対象事業ではなく、形式的に同法に準拠して手続を行う合理性はない。

長崎地裁での開門協議

長崎地裁には、農業者や背後地住民等による開門阻止訴訟が提訴され、7月5日にはその第1回弁論期日が予定されている。この訴訟は、福岡高裁判決の履行に関する権利者である漁民と、履行義務を負う国と、開門に不安を抱く人々が一同に会する絶好の場といえる。

被害防止の万全の対策

と補償の明確化

開門に際して被害が出ないように、あらかじめ万全の対策を講じるのは当然である。また、国の行為によって想定外の被害が出た場合に、国が責任をもって適切な補償を行うのも当然である。国の不手際によって不安を抱いている人々に対し、それを明確にして公表することは、国としてなすべき最低限の対応である。